

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1850号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)	2種	知事の 事務部 局	本庁	(略)	2種
		(略)				2種(委員会が別に定める場合にあつては3種)	
		次長 <u>政策統括監</u> (略)	3種				国際企画監 <u>政策課長</u> (略)
		<u>政策監</u> 国際企画監 <u>政策企画課長</u> (略)				4種	
	課長（区分3種のものを除く。） (略)	4種	政策監 課長（区分3種のものを除く。） <u>行政改革・評価 室長</u> (略)	4種			
	(略)				5種		
(略)	5種	はまぐみ 小児療育 センター		(略)		事務長 診療部長 看護部長 科部長（委員会	5種
はまぐみ					5種		
小児療育	5種						
センター			5種				

		と協議して定めるものに限る。)	
	(略)		
	(略)		
(略)			
教育委員会の事務局	本庁	次長	2種
		政策監	3種
		(略)	
	(略)		
(略)			
備考 (略)			

		と協議して定めるものに限る。)	
	若草寮	寮長	
	(略)		
	(略)		
(略)			
教育委員会の事務局	本庁	次長	2種
		(略)	
		(略)	
	(略)		
(略)			
備考 (略)			

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。